

制度4. 屋根改修工事補助金

～屋根改修工事補助とは～

高崎市では、住宅の耐震性を高めるための屋根改修工事として、屋根材の軽量化又は落下防止を目的とする工事について、工事費用の一部を予算の範囲内で補助します。

申請資格	<p>(1) 市税を滞納していない個人又は法人であること。 (2) 建築物の所有者又は建物所有者から同意を得ている者であること。</p>
対象建築物	<p>(1) 住宅（居住部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。）であること。 (2) 居住部分以外の用途については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び特定遊興飲食店営業の用に供する部分でないこと。</p>
工事の要件	<p>(1) 次のいずれかに該当する工事で、市内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者が施工することであること。 ①屋根材の軽量化工事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>瓦屋根の全て又は各階屋根のいずれか全てについて、金属板等の軽量な屋根材へ葺き替える工事であること。 ※軽量な屋根材とは、カラー鉄板、ガルバリウム鋼板、薄型スレート等を指し、これら以外の屋根材で、商品カタログ等で概ね $25\text{kg}/\text{m}^2$ 以下のものであれば、材種を問わず軽量な屋根材として対象となる。</p> </div> ②屋根材の落下防止工事 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>瓦屋根の全て又は各階屋根のいずれか全てについて、瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（独立行政法人建築研究所監修）に準拠した新たな瓦へ葺き替える工事であること。なお、(1)に該当する工事を併用して瓦屋根の全てを葺き替える場合でも対象となる。その場合の工事区分は落下防止工事となる。</p> </div> ※①、②のいずれも、既存の瓦屋根は、粘土瓦、セメント瓦、プレスセメント瓦（厚型スレート瓦）など、概ね $35\text{ kg}/\text{m}^2$ 以上のものが対象となる。 ※屋根材の落下防止工事を発注する際は、次の事項を伝えること。 <ul style="list-style-type: none"> ・見積書には、「瓦屋根標準設計・施工ガイドラインの標準工法」である旨の記載が必要であること。 ・工事の際に、瓦の留め付け状況の撮影が必要なこと。 (2) 建築確認済証の交付を受けて実施する必要のある工事については、工事完了後に検査済証の交付を受けられる工事であること。</p>
補助金額	<p>屋根改修工事に要する費用に2分の1を乗じて得た額に相当する額とし、上限額は100万円 ※乗じて得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額</p>
注意事項	<p>(1) 本補助金の交付決定後に着手する予定の工事であること（契約締結済であったり、工事着手している場合は申請不可）。 (2) 申請の受付は令和7年5月12日(月)から11月28日(金)まで。 (3) 令和8年2月27日(金)までに完了報告を提出すること。 (4) 本補助金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担すること（本補助金の事前支払いは不可）。 (5) 申請者、見積書の宛て名、契約書の発注者、領収書の宛て名、補助金振込み先の口座名義人は、原則すべて同じであることが条件。 (6) 補助金の交付は、対象建築物1棟につき1回限りとする。</p>

○申し込み時に必要な書類

		書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/>	申請書（様式第3号）	
	<input type="checkbox"/>	納税証明書（市税等について滞納額がない証明）	申請者が市税を滞納していないことを証明するもの（申請日前3か月以内に取得したもの）
	<input type="checkbox"/>	委任状	代理人を選任する場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書又は家屋評価証明書	建築物の所有者を確認するもの (申請日前3か月以内に取得したもの)
	<input type="checkbox"/>	所有者からの屋根改修工事に対する同意書	申請者が所有者以外の場合又は複数所有者の場合 ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	屋根改修工事の費用見積書	補助対象経費が分かるもの ※参考様式あり
	<input type="checkbox"/>	案内図	
	<input type="checkbox"/>	屋根の現状が確認できる写真	既存の瓦屋根の状況が確認できるもの (屋根全体及び瓦の厚み等がわかるもの) ※重さの根拠を求める可能性あり
	<input type="checkbox"/>	屋根材の商品カタログ等の写し	設置する屋根材の重量が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	葺き替え計画図面または写真	屋根のすべてを葺き替えない場合 葺き替え箇所が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	建築確認済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合
	<input type="checkbox"/>	申請条件確認シート	すべての項目にチェックが入っていること

○工事が終わったら必要な書類（完了報告提出時）

		書類名	条件等
必要な書類	<input type="checkbox"/>	完了報告書（様式第18号）	
	<input type="checkbox"/>	事業実施報告書（様式第19号）	
	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し	建築確認申請が必要な工事の場合
	<input type="checkbox"/>	工事写真（日付入り・カラー）	工事前、工事中及び完成後の状況写真 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真 ※交付決定後の手続き案内を確認すること
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し	請負業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっているもの
	<input type="checkbox"/>	請求書（様式第16号）	
	<input type="checkbox"/>	通帳等の写し	申請者名義の通帳又はキャッシュカード

●お願い 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

～ 制度 4. 屋根改修工事補助金 手続きの流れ ～



＜申し込み時＞

申し込みに必要な書類の提出

※建築確認申請が必要な工事に該当する場合は、建築確認済証の交付を受けてからでないと、申し込みができませんので、ご注意ください。

※令和7年5月12日(月)～11月28日(金)

書類の審査

審査結果のお知らせ
(補助金交付決定通知書の発行)

※補助金交付決定までは、概ね1～2週間程度

屋根改修工事着手
(補助金交付決定通知後に契約締結し、工事に着手)

※高崎市内の施工業者へお願いしてください

＜終わったら＞

業者へ工事代金の支払い
(業者から領収書が発行)

完了報告書類の提出

※令和8年2月27日(金)までに提出

※完了報告書提出から補助金支払いまで
3週間～1ヶ月程度要します
(書類に不備がないことが前提)

書類の審査

補助金の支払い

お問合せ先、受付窓口 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 建築指導課(11F)

電話：027-321-1271 FAX：027-323-5296

メールアドレス：kenchikushidou@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8時30分～PM5時15分